

## 災害時における妊産婦等への応急救護活動及び支援等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県助産師会（以下「乙」という。）は、千葉市において災害が発生した場合における妊産婦、新生児及び乳幼児（以下「妊産婦等」という。）への応急救護活動及び支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、千葉市地域防災計画に基づき、甲が行う妊産婦等への応急救護活動及び支援等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （助産師の派遣要請）

第2条 甲は、災害時において必要と認めた場合は、乙に対し妊産婦等への応急救護活動及び支援等のため、助産師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの要請を受けた場合は、日常の助産師業務に支障がない範囲内において、甲の指定する場所に助産師を派遣するものとする。

### （派遣要請手続）

第3条 甲は、乙に助産師の派遣要請をする場合は、次に掲げる事項を記載した助産師派遣要請書により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭あるいは電話等により要請することができるものとし、事後、速やかに助産師派遣要請書を提出するものとする。

- (1) 派遣要請の理由
- (2) 派遣希望人数
- (3) 派遣希望期間
- (4) 派遣先
- (5) その他必要な事項

### （助産師の指揮等）

第4条 助産師が行う妊産婦等に対する応急救護活動及び支援等に関する指揮、命令権は、乙の長に帰属するものとする。

(助産師の業務)

第5条 乙が派遣する助産師は、日常の助産師業務の範囲内で次の業務を行う。

- (1) 避難所等における妊産婦等に対する健康管理、健康相談及び支援
- (2) 家庭訪問による妊産婦等に対する健康相談及び支援
- (3) 妊産婦等の医療機関等への搬送要否の決定
- (4) 救護所等における妊産婦等に対する応急救護活動
- (5) 緊急時の分娩介助、分娩前後の処置
- (6) その他必要な業務

(費用弁償)

第6条 甲の要請に基づき、乙が応急救護活動及び支援等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 助産師の派遣に要する経費
- (2) 助産師が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- 2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
- 3 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その定めるところによる。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、応急救護活動及び支援等に従事した助産師が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の損害補償は、助産師個人で加入する保険により対処するものとし、その適用がない場合は、千葉市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年千葉市条例第26号）の例により対処するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害救助法が適用された場合は、その定めるところによる。

(損害賠償等)

第8条 甲の要請に基づき、応急救護活動及び支援等に従事した助産師が、妊産婦等に損害を与えた場合の損害賠償等は、次のとおりとする。

- (1) 助産師の責に帰する場合は、当該助産師が賠償の責を負うものとし、その他の場合は、法令等の規定に基づき、甲がその責を負うものとする。
- (2) 妊産婦等との間に紛争が生じた場合は、甲、乙及び当該助産師が緊密に連携し、誠意をもって対応するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも書面による何らの意思表示がないときは、本協定はさらに1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年4月1日